

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
1 総括評価	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に掲げる全ての施策が、男女共同参画の視点で最終年度まで推進されるよう各部局への働きかけを行うこと。	県の実施する全ての施策が、男女共同参画の視点で推進されるよう、男女共同参画推進会議や審議会等への女性の登用促進の取組等を通じて、各部局に対し働きかけを行った。今後も、全ての施策が男女共同参画の視点で推進されるよう、引き続き各部局に対し働きかけを行っていく。(生活・文化部)
2 総括評価	《一部新》ひとり親家庭などが抱える生活上の困難に対して必要な支援の充実をはかること。また、あらゆる暴力および人権侵害は男女共同参画社会の実現を妨げると考えられることから、さまざまな機会を利用して啓発・教育を推進すること。	一時的に保育等のサービスが必要となる、ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣実績は、支援件数29件、支援日数45日、支援時間296時間(前年度比307%増)となっている。(健康福祉部) 人権センターで県民を対象とした県民人権講座(年4回)、県内9県民センターを通じ各地域でミニ人権大学講座等を開催する。また、人権に係る相談窓口を有する行政・各種団体・NPOの相談担当職員等を対象に相談員スキルアップ講座を開催している。さらに、広く県民の参加を呼びかけた啓発として、人権フォトコンテスト、人権メッセージ・児童生徒の人権ポスター募集を行っているほか、FMラジオ、テレビ等のメディアを活用した啓発も進めている。(生活・文化部) 三重県人権教育基本方針に基づき、人権教育はすべての教育の基本であるとの認識に立ち、教育活動全体を通じた人権教育を推進している。 平成22年度に、女性の人権について学習が行われている学校は75%で、中学校における人権学習教材「わたし かがやく」の活用率は88%であった。今後も、三重県人権教育基本方針をふまえ、個別的な人権問題について、指導上の観点や取組のポイントを示した「人権教育ガイドライン」の周知及び活用の促進をはかっていく。 また、女性の人権に係わる問題など人権問題を解決するための教育を積極的に推進していくために、人権学習教材「わたし かがやく」活用のための連続講座や実践事例集等の作成を行い、全ての学校の支援を行っていく。(教育委員会)
3 総括評価	男女共同参画分野における推進体制を強化するなど、より一層の総合行政を進めること。また、県民に身近な市町との連携を強化し、それぞれの市町の状況に応じて必要な支援を行いつつ、本施策の推進をはかること。	男女共同参画推進会議及び幹事会を活用することにより、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進している。また、昨年度末に策定した第2次三重県男女共同参画基本計画に基づく、実施計画を今年度内に策定し、総合行政により取組を行っていく。 また、市町において、男女共同参画施策が計画的に実施されるよう、基本計画等の策定に向けた支援や研修講師の派遣など、それぞれの市町の現状に応じた支援を行っている。(生活・文化部)
4 総括評価	多様な主体が連携・協働することにより、より一層、効果的に男女共同参画を推進すること。県、市町、企業、大学、NPO等との協働によるイベントの開催など、今後、さらに具体的な取組を進めること。	企業、大学、NPO、市町など多様な主体との情報共有をはかるとともに、連携・協働して各種イベントやセミナーなどを開催している。平成23年6月から7月には「三重県男女共同参画連携映画祭2011」を19市町の連携により開催し、県内各地において気軽に男女共同参画を学んでいただく機会を提供することができた。また、平成23年11月に開催予定の男女共同参画フォーラムでは、三重大学との共催やNPO主催によるワークショップを実施するほか、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する啓発パネルを企業や団体に貸し出すなど、さまざまな主体と連携・協働し、効果的な取組を実施している。(生活・文化部)
5 総括評価	男女共同参画社会の実現にむけ、県行政における重要性を再認識し、優先的かつ重点的に人員配置、財源の配分を行うこと。	男女共同参画の視点に立ち、適材適所の人事配置を行っている。(総務部) 男女共同参画社会の実現は、県政の最重要課題の一つであるという認識のもと、重点的な財源の配分に努めている。(生活・文化部)
6 総括評価	平成19年6月に開設した「みえチャレンジプラザ」を県民が効果的に活用できるよう、周知・啓発に努めること。また、関係機関からなる「チャレンジネットワーク」を活用し、地域における「女性のチャレンジ支援」を効果的に推進すること。	女性のチャレンジの実現に向け、より広い地域の利用者が活用できるように「みえチャレンジプラザ」の一層の周知をはかるとともに、みえチャレンジネットワーク関係機関や市町と連携をはかりながら、女性の社会参画支援に関する取組を進めている。(生活・文化部)

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
7	総括評価	一人ひとりが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などあらゆる場面において、自らが希望する働き方や生き方が選択できる社会をめざし、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。	「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度において、仕事と生活の調和などを積極的に行っている企業等を認証し、さらに表彰している。また、知事表彰受賞企業が、県内各地域で開催したセミナー等において、その取組についての発表を行ったほか、経営団体や労働団体、国などとの連携で仕事と生活の調和に関するセミナーを県内3か所で開催するとともに、これらの取組について県等が発行する機関誌やテレビ放送などにより広報を行った。また、今年度に経営団体や労働団体、国などとの連携で仕事と生活の調和に関するアンケート調査などを行う予定である。(生活・文化部)
8	総括評価	男女共同参画社会の実現のために、あらゆる分野において女性の参画がより一層進むよう、特に女性の参画が進んでいない分野に対しては、その課題を整理し、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。	あらゆる分野への女性の参画、特に女性の参画が進んでいない分野への女性の参画を促進するため、企業、大学、NPO、市町、国などと連携し、実効性のある取組を検討している。(生活・文化部)

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成23年7月末現在)
9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>県における審議会等委員の登用状況については、停滞原因の解明などを行い、それぞれに対策を講じること。特に、女性委員が参画していない審議会等においては、その原因を把握し、効果的な対策を講じよう積極的に働きかけをおこなうこと。</p> <p>また、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の十分の四未満とならない附属機関等の割合の平成27年目標である64%の達成にむけ、各部署に対しさらなる働きかけを行うこと。</p> <p>市町における審議会等委員の登用についても、引き続き市町に働きかけていくとともに、市町における女性の人材育成に対する支援を行うこと。</p>	<p>県の審議会等委員への女性の登用については、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる審議会等にかかる事前協議の実施など、各部署に積極的に働きかけを行っている。今後も、基本要綱に基づく事前協議の徹底、女性委員のいない審議会等の解消などを引き続き働きかけていく。</p> <p>市町における審議会等委員への女性の登用については、今後も登用促進要綱の策定や登用目標の設定など具体的な取組が行われるよう、引き続き働きかけるとともに、女性の人材育成を支援していく。(生活・文化部)</p>
10 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>地域において女性の人材育成、エンパワメントの支援に努めるとともに、定期的に調査を行うなど現状把握に努めること。</p>	<p>地域における男女共同参画を推進することを通じて、地域で活躍できる人材の育成に努めるとともに、引き続き定期的に調査を行い、状況を注視していく。(生活・文化部)</p>
11 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>《一部新》県(知事部局等)における女性管理職の登用については、登用年齢に至るまでの育成期間において、男女の偏りなくさまざまな職務を経験させるなどし、引き続き段階に応じた能力開発を行うこと。</p> <p>また、女性職員が、働き続けることができ、さらに自己の能力をよりよく発揮できるよう職場環境を整える施策を検討すること。</p> <p>なお、目標値の設定については、県職員数の推移を踏まえ、現行の登用人数から登用率に変更するなどの見直しを検討すること。</p>	<p>若い世代から多様な職域へ配置し、様々な業務を経験する中でマネジメント能力を培えるよう、引き続き人材育成を進めていく。また、女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進めていく。</p> <p>なお、目標値の設定については、職員構成や組織のスリム化に伴う管理職のポスト自体の減などの状況を勘案し、女性登用を捉えることができる目標値への変更を検討している。(総務部)</p>
12 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>《新》管理職選考試験の受験者に占める女性の割合は伸び悩んでいることから、その原因を把握するとともに、管理職登用に向けた実効的な取組を検討すること。</p>	<p>平成23年度人事異動基本方針の実施要領において、管理職への「女性の積極的な登用」を明記するとともに、平成24年度の管理職任用候補者選考試験の各学校等の推薦枠を男女1名ずつとする取組を引き続き実施している。</p> <p>今後も、学校における中心的な職務への女性教員の参画などについて働きかけていく。(教育委員会)</p>
13 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>《一部新》平等取扱いの原則と成績主義の原則を前提としつつ、これまでの取り組み方にとらわれないことと、職員の採用試験における女性受験者の増加にむけて積極的に効果的な取組を行うこと。</p>	<p>三重県職員等採用試験説明会の全体会において、女性職員によるワーク・ライフ・バランスに関する講演時間を新設し、女性が働きやすい職場であることをPRするとともに、大学や専門学校等での説明会においても、女性向けPRを盛り込んだ。また、ホームページにおいては、「先輩職員の声」コーナーにおいて紹介する職員を特に女性の中で選出する等の工夫を行った。(人事委員会)</p>
14 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<p>チャレンジサポーター連携事業については、サポーターが活動することにより地域における人材の発掘につながるだけでなく、サポーター自身の人材育成にもつながることから、より効果的に活用をはかること。</p>	<p>チャレンジサポーター連携事業については、より幅広い活動が必要と考えられるため、男女共同参画推進サポーター事業に変更したところである。男女共同参画推進サポーター事業においても、地域で活躍する男女共同参画推進サポーターを育成するため、研修を開催するとともに、同サポーターを活用したイベントの開催や男女共同参画に関する情報提供などを行い、地域における男女共同参画を支援すると同時に、サポーターの発掘につなげていく。(生活・文化部)</p>

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
15	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	男女共同参画に関する県民意識調査については、引き続き定期的に(2~4年に1回程度)実施し、意識の普及度を測ること。	男女共同参画に関する県民意識調査については、今後も定期的な実施し、意識の普及度を測るとともに、男女共同参画施策の効果的な実施に向け活用していく。(生活・文化部)
16	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	<p>イベントへの参加者数は、増加の傾向をたどっているが、参加者数が男性、また女性においても、すべての年代で伸びているわけではない。各年代の男性及び女性が参加しやすい内容の検討、開催日時の設定や広報活動の強化などの工夫に取り組むこと。</p> <p>また、家庭・地域等への男性、特に子育て世代の男性の参画を重視した意識啓発など、各種事業への参加者の増加に向けた取組をより一層、積極的に推進すること。</p>	<p>三重県男女共同参画センターにおいて講座やイベントを企画・開催するにあたっては、あらゆる年代の男性、女性が興味を持って参加できるよう内容、開催日時を工夫している。</p> <p>今年度は「三重県内男女共同参画連携映画祭2011」を過去最多の19市町の連携により16会場で開催し、県内各地域で気軽に男女共同参画を学べるよう、さまざまなジャンルの映画を上映することにより、男女を問わず幅広い年代の方々から、好評を得た。</p> <p>また、例年開催している男性講座についても、祖父の世代を対象とした「ソフリエ講座」や、子育て世代の男性を対象とした「イクメン講座」を実施することにより、幅広い年代の男性の参加者の増加につながった。(生活・文化部)</p>
17	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	教職員に対し、さらなる男女共同参画の理念の浸透をはかるため、研修会等を継続的に開催すること。また、単に研修会等を開催するだけではなく、教育現場において理念が確実に浸透し、それが児童生徒に対する男女共同参画の意識の啓発につながるよう、工夫して取り組むこと。	<p>(県立学校)</p> <p>各県立高校において男女共同参画の理念の浸透をはかるため、研修会を継続的に開催している。また、研修会の成果を各教科、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じた学習活動に活かし、教職員が連携し共通理解をはかりながら生徒の意識啓発につなげている。さらに、家庭科教育研究会等を通じて男女共同参画について、なお一層の取組を進めるよう働きかけている。</p> <p>(公立小中学校及び幼稚園)</p> <p>平成22年度の調査では、男女共同参画に係る研修会を実施した学校・園の割合は、77.7%となっており、研修会の継続的な開催が押し進められているが、未実施の学校・園もまだ少なからずある。今後も引き続き、管理職セミナーや教務担当者会等において、教育現場における男女共同参画の推進に関する取組の要請を行っていく。また、研修会においては、人権教育に係る研修と関連づけて実施する等、研修機会の確保に努めるとともに、さまざまな事象に対応できる実践的な研修内容となるよう、市町等教育委員会と連携して、各学校・園における取組を一層支援していく。</p> <p>(教職員研修)</p> <p>インターネットを活用した研修講座(ネットDE研修)において「男女共同参画社会の実現に向けて」を配信し、勤務地等での活用を推進することで、男女共同参画の理念の浸透をはかっている。また、悉皆研修において、研修のひとつとして必修受講または選択受講できるようにしており、特に初任者研修では、同講座を必ず受講するよう指定している(H22年度受講者322名)。さらに、初任者研修、新任校長研修、新任教頭研修において、セクシャルハラスメント防止に関する研修を行うとともに、男女共同参画次世代育成支援に関連したインターネットを活用した研修講座(ネットDE研修)を集合研修と組み合わせ実施している。(教育委員会)</p>
18	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	《一部新》幼い頃からの男女共同参画に関する教育・意識啓発は大変重要であり、新学習指導要領のもとにおいてもより一層推進すること。また、保護者や地域に対しては、学校と話し合う機会を設けるなどして地域における男女共同参画の意識の普及に努めること。	<p>平成22年度の調査では、教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導した学校・園の割合は、95.4%となった。今後も、全ての学校・園において、新学習指導要領の内容を踏まえながら、教職員が男女共同参画に関する理解を深め、各教科のねらいや学習内容に男女共同参画の視点を活かしていこうとする意識を一層高めていけるよう、市町等教育委員会と連携して、各学校・園の取組を一層支援していく。</p> <p>また、各教科を始め、教育活動全体において地域の教育力の活用がはかられるよう、市町等教育委員会に積極的に働きかけるとともに、授業参観や学校行事の公開を通して、各学校・園の取組を発信し、保護者や地域に男女共同参画の理念をさらに広げていけるよう、取組を一層支援していく。(教育委員会)</p>

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
19	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	平成22年度を最終年度とする第三次実施計画に基づき、男女共同参画意識の普及に向けて、市町の実情を踏まえ、必要な支援を行うこと。	男女共同参画基本計画（改訂版）および第三次実施計画に基づき、市町において男女共同参画を推進するため、基本計画策定に向けた意識調査の実施や研修講師の派遣など、市町の実情に応じた支援を行った。今後も、昨年度末に策定した第2次三重県男女共同参画基本計画等に基づき、引き続きそれぞれの市町の実情に応じた支援を行っていく。（生活・文化部）
20	男女共同参画に関する意識と教育の推進	《新》理系学部志望者を増加させる取組をさらに進めるとともに、大学等への進学者だけでなく、理工系分野の女性の就職を念頭に置いた就職指導などの具体的な取組を一層進めていくこと。	各大学で開催されるオープンキャンパス等において、女性研究者支援事業により行われる進路相談・研究紹介への参加や、理工系分野の就職を念頭に置いた進路指導を積極的に働きかけている。また、医学部等進学対策講座や医学部進学セミナーを開催し、県立高校の女子生徒の積極的な参加を呼びかけている。（教育委員会）
21	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	児童生徒が職業体験を行う際、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業等を活用し、男女共同参画の意識啓発をはかるとともに、将来の働き方について考える機会を提供する取組を充実・拡大すること。	県立高校がインターンシップを実施する際、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業等を活用することを働きかけるとともに、生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力等の育成をはかっている。 津市内の企業と三重大学が連携し、次代を担う女性の人材養成と、また女性の社会での活躍の場をさらに広げることを目指し、女子高校生を対象にした「地域が応援する女子高校生のためのキャリアアップセミナー」を5月に開催した。さらに、津市内で同セミナーを8月に2回開催し、男女共同参画の意識啓発をはかっている。（教育委員会）
22	男女共同参画に関する意識と教育の推進	男女共同参画に関する国際的な取組等について、情報収集及び情報提供に積極的に取り組むこと。また、地域社会の一員である在住外国人に対する、効果的な男女共同参画意識の普及・啓発について検討すること。	男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集を行い、三重県男女共同参画センターにおいてその状況を紹介するとともに、県の施策に反映するよう努めた。また、在住外国人に対する、効果的な男女共同参画意識の普及・啓発について検討を進める。（生活・文化部）

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
23	雇用等の分野における男女共同参画の推進	《新》格差是正への取組は、進んではいるものの遅々としており、取組が拡充するよう実効性のある支援を行うこと。	「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業が、県内各地域で開催したセミナー等において、事業主や一般の方にその取組を発表するなど、知名度のアップにつながる取組を行った。また、特に「男女がいきいきと働いている企業」の募集時期（4月から6月）前後には、県政だより、市町等が発行する広報誌、テレビ、ラジオ等で募集や受賞企業の紹介等PRに努めるとともに、平成23年10月1日から、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）と県が連携し、認証された企業の取組推進のために低利融資の「三重県男女がいきいきと働いている企業応援貸付」を創設した。（生活・文化部）
24	雇用等の分野における男女共同参画の推進	事業者向け研修会等の開催については、参加者が固定化しないよう、広報手法や開催場所等を検証し、県の地域機関単位での開催など、参加者が広がる方策を検討すること。 また、企業等のトップを対象としたセミナー等により意識啓発を行うとともに、対象者が関心を持てる内容を取り入れるなど、参加企業を広げる工夫をすること。	三重労働局、市や経営者団体、労働団体等と連携し、事業主等を対象にしたセミナー等をより多くの企業等が参加できるように県内5か所にて開催した。また、企業等における取組推進のため、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰企業による取組発表を行った。（生活・文化部）
25	雇用等の分野における男女共同参画の推進	津高等技術学校における職業訓練課程について、ニーズにあったカリキュラムを検討し、さらなる就職率の向上に努めること。	本県の雇用情勢は依然として厳しいことから、離職者を対象に民間教育訓練機関等に委託してパソコン、介護ヘルパー、医療事務など多様な訓練を実施する「委託訓練」を大幅に増加させた。（生活・文化部）
26	雇用等の分野における男女共同参画の推進	引き続き仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や両立支援等に取り組む企業が増加するよう、企業に対し、多様な就業形態に関する情報提供などの実効性のある働きかけを行うこと。	三重労働局、市や経営者団体、労働団体等と連携し、事業主等を対象にした仕事と生活の調和に関するセミナー等を県内各地で開催し、その中で情報提供を行った。また、より多くの企業等の取組の推進のために、「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度の社会保険労務士による効果的な広報を実施する。（生活・文化部）
27	雇用等の分野における男女共同参画の推進	平成23年度から一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象事業主が拡大されることから、企業に対する啓発を積極的に進めること。また、みえ次世代育成応援ネットワークを活用し、企業、各種団体及び関係部局の連携を強化すること。 育児・介護休業期間中の支援制度については、休業者や企業等のニーズに対応するための調査を実施し、制度の充実をはかるとともに、男性も育児・介護休業を取得しやすい環境づくり（理解の促進、機運・雰囲気醸成を含む）に向けた取組を推進すること。	改正育児・介護休業法について、関係機関と連携し、事業主等を対象として開催したセミナー等により、広く周知をはかった。また、「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度における評価項目とすることにより、企業等における育児・介護休業の取組の推進を支援している。（生活・文化部） 社会保険労務士などの専門家が、中小企業を訪問し、男性の育児休暇などを内容とする「一般事業主行動計画」の策定・届出や働き方の見直しについての支援を行う事業を継続して実施している。また、子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成や、企業における働き方の見直しの推進に向けて、「みえ次世代育成応援ネットワーク」における取組の促進を図っている。（健康福祉部）
28	雇用等の分野における男女共同参画の推進	企業に対し、男女共同参画の取組を促進するための施策（特にポジティブ・アクション）を講じること。企業内研修等に男女共同参画の視点が取り入れられるように働きかけること。	「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度において、男女の雇用均等や女性の活躍支援などを積極的に行っている企業等を認証し、さらに表彰している。また、知事表彰受賞企業が、県内各地域で開催したセミナー等において、その取組を発表したほか、県等が発行する機関誌やテレビ放送などにより広報を行った。（生活・文化部）

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成23年7月末現在)
29 雇用等の分野における男女共同参画の推進	企業に対し、労働時間の短縮や多様な人材の活用を推進するよう促すこと。また、企業や個人に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について周知・啓発を行うとともに、より一層の推進を働きかけること。特に、県は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関し、モデルとなる取組を実施するなど、率先して主導的な役割を果たすこと。	労使双方で平成22年3月に定めた「支えあう県庁文化構築のための提案」を基本とし、引き続き「日本一、働きやすい県庁」に向けての取組の中で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総勤務時間縮減運動に継続して取り組む。（総務部） 「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度のより効果的な広報を行うとともに、知事表彰受賞企業が、県内各地域で開催するセミナー等において、事業主や一般の方にその取組を発表し、県内企業等への啓発を実施した。また、三重労働局、経営者団体、労働団体等と連携し、事業主等を対象にしたセミナー等をより多くの企業等が参加できるよう、県内3か所にて開催した。なお、今年度内に経営団体や労働団体、国などとの連携で仕事と生活の調和に関するアンケート調査などを行う。（生活・文化部）
30 雇用等の分野における男女共同参画の推進	仕事と家庭の両立支援の観点から、ファミリー・サポート・センターの設置促進、機能の充実を図るため、人材の確保や補助金の拡充を図るとともに、父子家庭をはじめとした子育て家庭の利用が促進されるよう働きかけを行うこと。 また、介護支援についても、家族の介護を担う人を地域で支える取組を推進すること。	介護を行う家族の負担の軽減を図るため、市町が行う家族介護支援事業に交付金を支給した。ファミリー・サポート・センターについては、平成23年6月からの2町での広域実施、1市での実施を含め26市町で設置されている。未設置市町には、設置促進への働きかけを行うとともに、設置市町においては、取組の活性化をはかるため広域的な取組にむけた働きかけを行っている。また、病時・緊急時に対応するための市町に対する研修会を予定している。（健康福祉部）
31 雇用等の分野における男女共同参画の推進	育児・介護休業取得者に対する貸付制度について、対象者のニーズの把握に努めるとともに、利用したい人に情報が届くよう周知方法を検討すること。	育児休業者及び介護休業者生活資金貸付制度のより効果的な広報を実施するために、県内関係機関や病院等へ訪問し、チラシ・ポスターによる制度の周知依頼を行うとともに、労働団体等が発行するものも含め、さまざまな広報誌やラジオ放送などによる情報発信を行っている。（生活・文化部）
32 雇用等の分野における男女共同参画の推進	《一部新》新たに創設された認証制度の周知・啓発をはかるとともに、加点点数の妥当性、評価項目の見直し等について、引き続き検討を行うこと。	企業等への「男女がいきいきと働いている企業」認証制度の普及・啓発のために、社会保険労務士による制度の広報や、取組支援のためのアドバイスを行っている。（生活・文化部） 公共三部（農水商工部・環境森林部・県土整備部）及び企業庁における建設工事、調査設計、測量業務委託の総合評価方式による入札において、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰の受賞及び認証について評価項目としている。 知事表彰及び認証業者数は、平成21年度は2社であったものが、平成22年度にはさらに7社増え、9社となっている。（県土整備部）
33 雇用等の分野における男女共同参画の推進	《新》各所属において、新たに作成されたマニュアルが活用されるよう継続して働きかけを行うこと。	出納局が作成している「物件関係における総合評価方式一般競争入札事務の手引き」のなかで、「次世代育成支援活動実績」、「男女共同参画活動実績」を評価項目の例として明記している。毎年10～11月に開催している研修会において、これらの評価項目を採用するよう各所属の事務担当者に説明を行った。また、出納局職員が技術審査会委員として参画する案件において、同様に助言を行った。（出納局）
34 雇用等の分野における男女共同参画の推進	《一部新》「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰を受賞したことによる波及効果（社員・職員の意識向上、地域における知名度のアップ、就職希望者の増加、社内においてさらなる男女共同参画の推進につながるなど）をさらにPRし、表彰応募企業および受賞企業の増加につなげること。 また、新たに創設した「認証制度」のメリットを明らかにし、併せてPRに努めること。	「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業が、県内各地域で開催するセミナー等において、事業主や一般の方にその取組を発表したほか、県の機関誌等により表彰・認証企業の取組の紹介を行った。また、認証制度へ登録されることが、知事表彰受賞と同様に一定の期間、公共工事における総合評価方式の評価項目となっている。さらに平成23年10月1日から、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）と県が連携し、認証された企業の取組推進のために低利融資の「三重県男女がいきいきと働いている企業応援貸付」を創設する予定である。（生活・文化部）

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
35	雇用等の分野における男女共同参画の推進	《新》管理職に占める女性の割合の向上に向け、産業別・規模別・地域別等の状況分析を行った上で、女性の能力発揮や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに取り組む企業等への効果的な支援を行うこと。	毎年度、三重県内事業所賃金等実態調査により、管理職に占める女性の割合等について、産業別・規模別・地域別の状況分析を行っており、現在、2011年度の調査に着手したところである。 これまでの調査結果を見ると、管理職に占める女性の割合は、2006年度の5.1%から2010年度は7.7%となり、着実に増加しているが、未だ低い水準にある。 このため、「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度の実施や、経営団体や労働団体、国などとの連携で仕事と生活の調和に関するセミナーを開催するなど、ワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業等の支援に努めている。 今後も、調査結果を踏まえた状況分析を行うとともに、企業等への効果的な支援について、検討・実施を継続していく。（生活・文化部）
36	雇用等の分野における男女共同参画の推進	みえチャレンジプラザを活用し、就労を含めた女性の社会参画を推進すること。また、県内あらゆる地域の支援を必要とする人に対し、機動的で効果的な支援を行うため、みえチャレンジプラザの機能の充実に努めること。	意欲や能力のある女性等が、就労をはじめとした社会参画を行えるよう、ハローワークなど関係機関と連携し、みえチャレンジプラザにおいて情報提供やアドバイスなど必要な支援を行っている。また、市町等との連携により、県内のあらゆる地域の女性に対し効果的な支援を行う方法を検討していく。（生活・文化部）

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
37	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	市町とともに女性農業委員の登用促進に関する取組を強化すること。(一農業委員会あたり2名以上)	各市町、農業委員会への女性農業委員の複数登用にに向けた働きかけを継続している。平成23年3月末現在、29市町中20市町で女性が複数登用されており、1農業委員会あたりの女性農業委員数は1.79人と増加している。 選任委員による女性農業委員の登用については、地域機関が中心となり、市町首長・農業部局に対して強く働きかけを行っている。選任委員については、女性が立候補しやすい環境づくりや農村女性アドバイザーを中心とした人材育成に引き続き取り組んでいる。(農水商工部)
38	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	家族経営協定は、農山漁村女性の地位向上と経営や社会への参画を促進する効果があるので、その意義については積極的にアピールするとともに、協定の締結を一層推進すること。	農業改良普及センターを通じて、構成員一人ひとりの能力発揮、農業経営の改善・発展、後継者の育成への効果等を切り口に、研修会や個別農業者への働きかけ等により家族経営協定の周知を図るとともに、協定内容や話し合い等締結に向けての支援を行っている。平成22年度には36戸が新規に締結し、22年度末時点の締結戸数は309戸と増加しており、今後とも締結推進を続けていく。(農水商工部)
39	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	《一部新》農村・漁村女性アドバイザーの認定について、例えば、候補となる人材の育成に努める、アドバイザーを支援する仕組みを拡充する等、人数を増加させる取組を一層推進すること。 また、市町の担当部署と連携をとり、農村・漁村女性アドバイザーの活動の促進をはかるとともに、活動内容の充実に取り組むこと。	農村女性アドバイザーについては、平成22年度に9名の女性農業者を新規認定し、現在179名となっており、県域並びに地域での活動により、連携を深めるとともに、若い世代の育成に努めている。 また、認定された農村女性アドバイザーについては、研修会等での資質の向上や農業委員会を始めとする各種審議会等への登用を働きかけるほか、各地域では市町や農業者団体等とも連携を図り、地域活性化や地産地消・食育推進等の主体的な活動の展開に向けて支援している。 漁村女性アドバイザーについては現在15名となっており、三重県漁協女性部連合会及び関係市町と連携を図りながら、候補者の育成を進めている。また、漁協女性部連合会との合同研修などによって、活動内容の充実に努めている。(農水商工部)
40	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	漁業分野における男女共同参画の取組の現状を把握し、男女共同参画の推進に向けた取組ができるよう行政、漁業協同組合などの支援を強化すること。	漁協、漁連と協力して漁業分野における現状を把握し、農村女性アドバイザーを含め男女共同参画の推進に向けた取組ができる地域リーダーや活動グループを育成し、支援している。(農水商工部)
41	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	農業、林業、漁業、商工業等の自営業の各分野における男女共同参画の現状把握を行い、各分野に即した取組を進めること。	農業分野については、市町等関係機関の協力のもと、「農山漁村におけるパートナーシップ指標」の項目について現状把握を行い、家族経営協定や認定農業者の共同申請の推進等を行っている。 水産分野については、漁協、漁連と連携して、現状を把握し女性部等の活動を支援するなど、男女共同参画推進の取組を進めている。なお、平成22年度の新規就業者67名のうち女性は4名で、男性の比率が高くなっている。 商工会、商工会議所等における女性部事業について、その事業計画を精査し、若手後継者等育成活動支援事業費の一部として小規模事業支援費補助金の交付決定を行った。(平成23年4月1日付け)(農水商工部) 林業分野については、男女を問わず林業就業者への林業技能に対する研修を支援している。(環境森林部)

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
42	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所等の各種団体の役員に女性の積極的登用をはかるよう働きかけること。	<p>「農山漁村におけるパートナーシップ指標」の進行管理や文書等により、農業協同組合の役員に積極的に女性を登用するよう働きかけを行っている。</p> <p>漁連に対し傘下漁協の役員に女性の積極的登用をはかるよう働きかけている。なお、平成22年度には、合併漁協において女性役員1名が就任した。</p> <p>商工会、商工会議所等における女性部事業について、その事業計画を精査し、若手後継者等育成活動支援事業費の一部として小規模事業支援費補助金の交付決定を行った。(平成23年4月1日付け)(農水商工部)</p> <p>森林組合によっては、本年度役員選任が行われ、新理事が決定されているが、新役員的女性登用については各森林組合の自主性に委ねている。(環境森林部)</p>
43	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	農林水産業、商工業にかかる起業支援のため、女性起業家の意見を聴くなど、女性の参画への配慮を行った上で、制度の充実やニーズに応じた具体的な支援を進めていくこと。	<p>農業分野の起業支援については、農業改良普及センターを通じて、6次産業化の推進とあわせて、女性農業者等の起業活動に対して情報提供や技術指導等を行っている。</p> <p>水産分野の起業支援については、水産業改良普及指導員を通じて、起業活動に対する相談、情報提供、起業化支援を目的とした事業の活用等、女性グループに対する支援を進めている。また、漁村女性アドバイザーに対しては、直接、起業化支援を目的とした事業等の情報を提供している。</p> <p>女性の意見を参考に、参加への心理的ハードルを下げたり、参加した際のネットワークづくりを進みやすくするため、参加対象を女性に限定した「女性創業塾」を開催した。</p> <p>創業・再挑戦支援資金の融資実績は、平成22年度 39件 176,230千円、平成23年度6月末現在10件 40,500千円となっている。(農水商工部)</p> <p>林業分野の起業支援については、林業普及指導事業を通じて要請に応じ、情報提供等の支援を進めている。(環境森林部)</p>

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提言	取組状況 (平成23年7月末現在)
44 家庭・地域における男女共同参画の推進	男女ともに働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を考えた子育て・介護にあたること。 子育て・介護は社会全体で行うという意識の浸透をはかるため、本人・家族・社会全体の意識改革に向けた取組を行うこと。 また、次世代育成支援対策推進法による行動計画等により、社会全体で男女がともに子育てを担うことができるスキルの向上をはかるとともに、子どもたちや子育て家庭を社会全体で支えるという観点から、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の周知・啓発をはかること。 介護をする人に対し、介護に関する知識と方法を習得するための支援を行うこと。	介護をする人に対する支援については、各市町において、地域の实情に応じて、介護教室や介護者の集いなどの事業が実施されており、県としてこうした取組が積極的に行われるよう、市町を支援している。また、「仕事と生活の調和のとれた働き方」の普及に向けた意識啓発を目的として、県民を対象に平成23年11月頃に生活・文化部と連携して「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催する予定である。（健康福祉部）
45 家庭・地域における男女共同参画の推進	子育てに関する支援サービスのニーズ把握を行うとともに、疎外感を持ちがちな子育て世代が地域、社会とつながりが持てるよう交流の機会や情報提供を行うこと。	地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点施設）は、平成22年度から次世代育成支援対策交付金の対象事業へ移行しており、市町が実施主体として取り組みをしているところである。県としては、保育士等（地域子育て支援センターの職員含む）の質の向上を図る研修を実施することで、支援を図っている。（健康福祉部）
46 家庭・地域における男女共同参画の推進	地域の子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」の設置箇所を増やすとともに、その事業内容についても母親だけではなく父親、祖父母などさまざまな利用者のニーズを把握し、必要とされる支援を行うこと。	地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点施設）は、平成22年度から次世代育成支援対策交付金の対象事業へ移行しており、市町が実施主体として取り組みをしているところである。県としては、保育士等（地域子育て支援センターの職員含む）の質の向上を図る研修を実施することで、支援を図っている。（健康福祉部）
47 家庭・地域における男女共同参画の推進	《新》核家族化などにより、家族の支援が受けられない保育者からの医療・健康相談のニーズは高いことから、他県の深夜等における相談受付状況等を把握し、相談・対応時間を検討すること。	小児救急電話相談事業については、主な委託先である医師会の状況などにより様々な運営形態があることから、他県の実施状況の把握を進めているところである。今後、他県の実施状況を参考に、本県の状況も考慮し、対応方針について検討を進める。（健康福祉部）
48 家庭・地域における男女共同参画の推進	《新》特別保育実施箇所数は、制度の変更により、減少しており、サービスの低下を招かないよう注視するとともに、必要に応じて制度を所管する国に要望等を行うこと。	特別保育の実施については、今夏の電力需給対策に対する休日保育特別事業等の施策について、地域の実態に合った制度が構築されるよう、国家予算要望等において2度、要望を行った。現在、国において検討されている「子ども・子育て新システム」の制度設計についても、地域の実態が反映されるような要望を今後も行っていく。（健康福祉部）
49 家庭・地域における男女共同参画の推進	高齢者介護に関する相談・苦情・支援の窓口については、必要な情報が必要な人に届くよう、さまざまな媒体を通して効果的な周知を行うこと。	高齢者介護に関する相談窓口は、地域包括支援センター及び市町が行っており、各市町では、ホームページをはじめ広報誌を通じて効果的な周知を行っている。また、県では「県政だより」を通じて介護サービス等の相談は市町に行うよう広報を行った。（健康福祉部）
50 家庭・地域における男女共同参画の推進	介護を受ける人個人の尊厳を重んじ、受け手の意識や気持ちを大切に介護サービスが提供されるよう周知徹底すること。	介護保険施設等で適切な介護が行われるよう、認知症実践者研修、高齢者虐待防止研修等を実施した。また、関係団体を通じて施設職員に対して人権研修を実施した。さらには、施設等に対して利用者の尊厳を尊重した介護が行われるよう指導監督を実施した。（健康福祉部）
51 家庭・地域における男女共同参画の推進	介護の社会化を推進する観点から、男性も就業しやすい環境の整備や他の業種と比べた給与水準の格差解消に向け、国や関係機関等への働きかけを行うこと。	介護職員の賃金改善等を行うための資金を交付している。しかし、平成23年度末までの限定措置であるため、国に対して延長するよう要望した。（健康福祉部）

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
52	家庭・地域における男女共同参画の推進	県条例により定められている「家庭の日」を活用し、家庭生活の重要性について周知・啓発を進めること。	ホームページを通して「家庭の日」の周知を図るほか、関係団体と共同して「家庭の日」啓発事業を行っている。(健康福祉部)
53	家庭・地域における男女共同参画の推進	地域における活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、代表者には実際に活動する人が就任するものであることから、今後の進捗状況の動向を注視すること。	自治会における女性会長の割合については、県内における男女共同参画の推進状況を測る上で重要な指標と考えられることから、地域において女性が参画する機会が増えるよう、固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画に関する意識啓発に取り組んでいく。(生活・文化部)
54	家庭・地域における男女共同参画の推進	防災に関する講演会などのさまざまな企画や、防災訓練への女性参加率の向上に努めるとともに、災害時において女性や子ども・高齢の被災者に配慮すること。また、その際、避難所においても適切な配慮を講じること。	地域防災計画の平成20年修正にあたり、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める」旨明記するとともに、女性が参画しやすい自主的な消防防災活動の展開を支援するため、地域で活動する女性消防団員に対する研修会等を開催した。 また、災害時要援護者避難支援のため要援護者名簿の作成や、個別計画の策定の促進について、市町に働きかけているほか、三重県総合防災訓練への地域住民の参画について、市町に対して毎年度女性の参加者増に向けた協力を依頼している。平成21年度の訓練における女性参加率は18.1%であり、平成20年度訓練と比較して女性参加率が5.1%向上した。(平成22年度の訓練は台風接近により中止)(防災危機管理部)
55	家庭・地域における男女共同参画の推進	《新》「女将の会」を結成するなどの取組が進められているが、今後は、それぞれの会の連携をはかり、広域的な取組に発展させるなど、さらなる取組を行うこと。	おもてなし向上のための組織として活動する榊原温泉女将の会「糸さくら」や湯の山温泉女将の会「きらら」に対し、三重の観光プロデューサーのノウハウを活用しながら、人材育成の観点から取組への助言、指導等を行ってきた。また、平成21年度からは、両地域の連携を図りながら広域的な誘客展開を進めるため、共同による「お難さま企画」の提案、実施及び情報発信等の支援を行っている。(農水商工部)
56	家庭・地域における男女共同参画の推進	《新》「美し国おこし・三重」事業の推進については、地域づくりに女性の視点を取り入れるために、企画・検討する場(幹事会)や担い手を育成する場(企画委員会)への女性の参画促進をはかるなどの取組を進めること。	「美し国おこし・三重」実行委員会幹事会幹事のうち、地域づくり関係者については、昨年度から引き続き11名中6名を女性から選任し、女性の視点を取り入れるよう努めている。 また、「美し国おこし・三重」の参画など地域づくりの主体として、女性は大きな役割・期待を担っており、その地域づくり活動が自立・持続可能となるよう、支援を行っている。(政策部)
57	家庭・地域における男女共同参画の推進	NPOとの連携・協働を進めることにより、地域における男女共同参画施策の一層の推進をはかること。	地域における男女共同参画の推進に向け、情報を共有するとともに、各種イベントやセミナーの共同開催等、さまざまな場面における連携・協働を検討し、効果的な取組を行っていく。(生活・文化部)

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
58	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理するための健康教育、相談体制の確立や人生の各ステージに対応した適切な健康の保持・増進ができるよう、総合的な健康管理システムを構築すること。	「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を各団体や自治体と協働したイベントに参加し、普及啓発を行った。また、増加する生活習慣病に対応するため、メタボリックシンドロームに関する啓発、食事バランスガイド等の普及、特定健診・特定保健指導、8020運動による口腔ケアの推進に取組んだ。さらに、平成24年度に「ヘルシーピープルみえ・21」が計画終期を迎えることから、パイロットスタディを実施し、生活習慣病とメンタルヘルス対策を柱とした計画策定に向けた検討を行った。(健康福祉部)
59	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	生涯に亘っての健康支援のため、男性も含めた的確な性差医療知識のより一層の普及をはかること。	各団体や自治体等が主催するイベント等への参加により、生活習慣病予防の普及に努めた。女性のがん、特に乳がんや子宮頸がんについては、NPOや企業などと協働し、受診率向上の取り組みを強化した。また、がん検診の重要性の啓発を行うなど、がんの早期発見・早期治療の理解促進に向け実施した。(健康福祉部)
60	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	男女ともにストレスに対するこころの健康づくりを支援すること。特に、女性特有である妊娠・出産等から生じるストレスについて、安心して相談できる体制等を充実すること。	地域の絆が希薄化している中、厳しい経済状況や大震災の影響もあり、自殺者数は2010年に減少したものの健康問題や経済・生活問題等により、依然として高い水準で推移している。そのため、自殺対策緊急強化基金を活用し、自殺予防のための普及啓発、人材育成などの対策を充実させるために、その拠点となる自殺対策情報センターを立ち上げ、自殺予防に必要な相談の仕組みづくりに引き続き取り組んでいる。また、未熟児出生割合が年々増加傾向にあることから、支援を要する未熟児に対し、保健所保健師による訪問等を行うとともに、障がい児への療育相談を行っている。さらに、妊娠出産時の不安軽減のため、産科医師、小児科医師と市町が連携して妊産婦支援を行う体制(ペリネイタルビジット)づくりに取り組んでいる。(健康福祉部)
61	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	女性が安心して妊娠・出産できる環境が地域格差なく提供できるよう、産科医・小児科医の確保と適正配置を国等の関係機関に働きかけるとともに、助産師の積極的な活用をはかること。	産科・小児科など不足が著しい診療科の医師確保に向けて、引き続き医師修学資金貸与制度の運用や医師無料職業紹介事業、病院勤務医負担軽減対策などに取り組んでいる。また、現在、国へ申請している地域医療再生計画(拡充分)(案)、周産期医療に関わる人材確保・育成に向けて、若手医師への魅力あるカリキュラム提供や指導医・専門医の指導体制強化等の取組への支援を盛り込んだほか、国家予算編成に向けた提言・要望活動において、医師の不足・偏在の解消を図る抜本的な制度改革の推進を国に対して働きかけた。助産師の養成・確保については、助産師養成校の運営費に対する補助や、助産師学生等の臨地実習を受け入れる医療機関への補助を行うことにより、教育内容の向上や実習先の確保に対して支援を行っている。また、安心してお産ができる環境整備に向けて、助産師養成確保懇話会を開催し、今後の助産師活動の取組について検討し、助産師外来の設置を支援する取組や、就業助産師に対する研修会を行っている。(健康福祉部)
62	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	《一部新》不妊専門相談センターのより一層の周知をはかるとともに、相談に応じる人材の確保・育成等を行うことにより、相談体制の充実をはかり、相談が早期の治療につながる取組を一層進めること。	不妊に悩む夫婦が利用しやすい相談体制とするため、平成23年度に不妊専門相談員1名を増員し、相談時間を延長して相談対応している。また、相談時間を変更したことから、ポスターやリーフレットを作成し、啓発カードとともに関係各所に配布し、相談事業等の普及啓発を行っている。(健康福祉部)
63	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	《一部新》ひとり親家庭において、個々の実情に応じた支援が利用できる体制づくりを行い、母子家庭、父子家庭ともに必要な支援を行うこと。	一時的に保育等のサービスが必要となる、ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣実績は、支援件数29件、支援日数45日、支援時間296時間(前年度比307%増)となっている。また、給付金事業実績(23年度見込)は、県福祉事務所分で21件(27,086千円)、市福祉事務所分で227件(319,681千円)となっている。(健康福祉部)

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
64 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>相談員の資質向上、専門機関の役割分担の明確化、関係機関および他県との連携の強化等により、質の高いサービスの提供に努めるとともに、実施したサービスに対する満足度についての調査を検討するなど、常にニーズ把握と事業のフォローを行うこと。</p> <p>また、相談機関間の連携強化をはかりながら、専門相談機関への適切な紹介等が可能となるよう、各相談機関の窓口機能を強化すること。</p>	<p>・平成23年8月2日にDV防止会議を開催し、DV防止基本計画の進捗状況、各関係機関の取組状況の報告を行い、課題を抽出の上、相互の役割を明確化する予定である。今後も必要な情報交換を行うことによって円滑な連携体制を維持していく。なお、今年度は、DV被害児童に対する地域支援体制等について協議を行う予定である。(健康福祉部)</p> <p>春の人事異動後の新体制時に各警察署の相談業務担当者を対象に研修会を開催したほか、各警察署等に対する業務指導時の担当者への指導など、担当者の資質の向上に努めている。</p> <p>被害者相談にかかるアンケート調査(平成23年6月末現在、被害者相談満足度92.3%)を実施し、相談者のニーズの把握に努めるとともに、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター等の関係機関・団体との連携により相談、支援等の充実を図っている。</p> <p>また、警察から公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへ情報提供(平成22年度中21件)を行い、相談者の負担軽減に努めている。</p> <p>春の人事異動直後に定期開催している「ストーカー・配偶者暴力事案担当者研修会」を本年4月15日に実施したほか、各警察署への巡回指導等を推進し、業務担当者の知識と技能の向上に努めた。</p> <p>また、本年6月1日に、平成23年度婦人保護主管係長及び第1回女性相談員研修会に参加し、さらに6月29日には、県こども家庭室、女性相談所、警察との三者で担当者レベルの意見交換を行ったほか、各警察署では地域ごとに開催されるDV防止会議等に積極的に参加するなど、関係機関等との連携強化に努めている。(警察本部)</p>
65 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成19年7月改正・平成20年1月施行)の主旨を周知徹底し、さらなる意識の普及に努めるとともに、基本計画については、社会情勢の変化や他の関連計画の内容を踏まえ、検討すること。</p>	<p>平成23年7月12日の桑名地域DV防止会議において、DV防止基本計画改定版(23年3月版)に示された、各市町要保護児童・DV対策協議会において取り組むべき内容、地域での保護体制の強化推進、あらゆる主体による相談促進のための啓発強化について理解と協力を要請した。(健康福祉部)</p>
66 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>DVについては、被害者支援はもとより、加害者更生のためのプログラムについても検討し、DV(再発・未然)防止の取組に活かしていくこと。</p>	<p>DV防止会議等の協議の場において、相談促進啓発物への掲載等が進められるよう合意形成し、被害者保護のみならず加害者本人や親に対しても相談対応できること等を発信できるよう協力体制を強化していく。(健康福祉部)</p>
67 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>《一部新》若年男女間の暴力(デートDV)防止に向け啓発に取り組むこと。特に、若年男女間の暴力の防止については、DVの抑止にもつながり、暴力を伴わない人間関係を構築する視点からも早期に取り組むことが重要であることから、教育現場において効果的な教育を実施すること。</p> <p>また、意識啓発や教育の効果的な実施のため、健康福祉部と教育委員会事務局が密接な連携を図るとともに、効果的な教育を実施するため、教員の正しい知識習得に向けた研修等の取組を行うこと。</p>	<p>平成23年度に出前講座の申込みのあった7校のうち、7月末までに3校において出前講座を実施した。また、実施校にて啓発物の配布も行った。(健康福祉部)</p> <p>インターネットを活用した研修講座(ネットDE研修)において「DVに関する認識を深めるために」を配信し、勤務地等での活用を推進することで、男女間の暴力防止に関する教職員の正しい知識習得に努めている。</p> <p>平成22年8月に若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を各県立学校に配布し、活用を依頼した。</p> <p>平成23年9月には、高等学校生徒指導主事等研修会で各高等学校の生徒指導主事等を対象に「デートDVの予防と対策」について研修する予定である。また、養護教諭や養護助教諭を対象に、医師を招いてDVやデートDVに関する相談や指導に対する内容が総合的に含まれる研修「いのちの学習」を実施する予定である。</p> <p>平成23年度、スクールカウンセラーを小学校76校、中学校159校、高等学校31校の合計266校(昨年度比21校増)に配置し、学校における教育相談体制の充実をはかった。(教育委員会)</p>
68 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	<p>別々に行われてきたDVと児童虐待への関わりについて、児童相談センターと女性相談所の連携により、総合的な対応を実施すること。</p>	<p>平成23年7月12日の桑名地域DV防止会議において、DV防止基本計画改定版(23年3月版)に示された、各市町要保護児童・DV対策協議会において取り組むべき内容、地域での保護体制の強化推進、あらゆる主体による相談促進のための啓発強化について、理解と協力を要請した。(健康福祉部)</p>

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

	区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
69	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	DV被害者のニーズに応じた対応ができるように、保護施設の充実をはかるとともに、自立支援に向けた特色ある活動が行われるよう、環境づくりについて検討すること。	婦人保護施設の耐震化整備事業により、平成23年6月1日から新体制で事業を再開した。これまでは単身者が対象であったが、新体制では母子入所が可能となり、個室化も充実させた。若年者の出産支援、生活再建支援についても先駆的取組を実施中である。(健康福祉部)
70	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	DV被害者の経済的支援を含めた自立支援の充実と、被害者が必要とする支援が受けられるようにすること。また、相談については、女性相談所だけでなく、県内に配置されている女性(婦人)相談員も活用し、相談者が利用しやすいよう配慮すること。	平成23年6月1日の市町担当者会議において、県内一斉DV相談促進啓発への参加をよびかけたところ、前年度9か所に加え、さらに1市(亀山市)が参加を表明し、今年度は10か所で実施予定である。(健康福祉部)
71	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	広く県民にDVに関する正しい知識と理解を深めるための取組を行うとともに、地域社会の一員である外国人への効果的な啓発を検討すること。また、特に県職員および教職員に対しては、継続的、効果的な研修等を実施し、正しい理解と意識の浸透に努めること。	平成23年度委託事業として、外国人DV被害者通訳養成事業の契約を準備中である。平成22年度に養成した言語(スペイン語、中国語、ポルトガル語通訳8名養成・登録)に加え、3カ国語(英語、タイ語、タガログ語)を養成予定である。(生活・文化部、健康福祉部) インターネットを活用した研修講座(ネットDE研修)において「DVに関する認識を深めるために」を配信し、勤務地等での活用を推進することで、男女間の暴力防止に関する教職員の正しい知識習得に努めている。 また、養護教諭や養護助教諭を対象に医師を招いてDVやデートDVに関する相談や指導に対する内容が総合的に含まれる研修「いのちの学習」を実施する予定である。(教育委員会)
72	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	《一部新》犯罪被害者支援に関する取組については、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターのより一層の機能充実をはかるとともに、今後さらに関係機関とも連携をはかりながら推進すること。 また、外国人の犯罪被害者支援のため、多言語のマニュアルを作成すること。	県内における犯罪被害者支援の総合拠点として、官民一体となった支援施策の中心的役割を担う公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携を強化し、必要な援助・協力をを行っている。 三重県犯罪被害者支援連絡協議会等に参画する各種支援団体・機関等との連携を強化し、被害者等の立場に立った支援活動を推進している。 外国人被害者支援のため、英語版「被害者の手引き」を作成し、各警察署、関係機関に配布した。(警察本部)
73	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画を阻害するだけでなく、重大な人権侵害であり、雇用の場だけでなく、社会のあらゆる場面においても排除、防止されなければならない。雇用の場以外の地域等における相談及び支援体制を充実すること。	引き続き人権センターや男女共同参画センターにおいて相談を実施し、相談者に必要な情報提供や専門相談(弁護士・カウンセリング)を行い解決を支援している。(生活・文化部)
74	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	医療機関との横の関係を構築しつつ、県がモデルとなる連携組織の構築をはかるとともに、医療関係者全ての人へのDVに関する知識の教育・訓練を実施すること。	要保護児童対策協議会及び医療機関等への学習機会として、医療系大学(看護大学等)での「DV防止出前講座」講師派遣事業を公開講座として実施する予定である。(健康福祉部)
75	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	《一部新》市町の相談窓口の明確化や市町DV防止ネットワーク会議の設置を引き続き進めるとともに、地域における関係機関の連携がはかれるよう、体制づくりに努めること。	平成23年4月1日付けでDV防止ネットワークを四日市市に設置し、現在名張市においても要綱等を整備中である。7月末現在でDV防止ネットワーク会議を27市町に設置済みである。(健康福祉部)

3 平成22年 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

区分	提 言	取 組 状 況 (平成23年7月末現在)
76 計画の推進	《新》県の総合計画「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」との整合性に留意しつつ、時代に即した実効性のある第2次三重県男女共同参画基本計画を策定し、着実に男女共同参画を推進すること。	これまでの取組の成果と課題、社会情勢の変化、本県の現状および県民や男女共同参画審議会の意見などをふまえ、平成23年3月に第2次三重県男女共同参画基本計画を策定した。また、今年度内に、具体的な事業や数値目標を記載した実施計画を策定する予定である。（生活・文化部）
77 計画の推進	《一部新》県の全ての施策が男女共同参画の視点で展開されるよう、県職員に対し男女共同参画研修等を実施し、意識の普及を継続的に行うこと。特に各種相談窓口の職員を対象とした研修の実施をはじめとした意識の普及を行うこと。	全ての職員が男女共同参画の視点を持ち施策を推進することができるよう、人権研修や階層別を実施される職員研修において、引き続き男女共同参画研修を実施していく。（生活・文化部）
78 計画の推進	基本計画未策定市町への訪問や市町担当職員研修等、それぞれの市町が必要とする支援を行うことにより、地域における男女共同参画の推進をはかること。	基本計画未策定町における意識調査を実施し、調査結果を基本計画策定の基礎資料として町へ提供した。今年度も、基本計画未策定の5町に対して意識調査を実施し、基本計画策定支援を行う。また、各地域において男女共同参画推進サポーターを委嘱し、市町との連携・協働による男女共同参画意識の普及、気運の醸成をはかっている。（生活・文化部）
79 計画の推進	「女性のチャレンジ支援」について、それぞれの取組が効果的に活用されるよう周知・啓発活動を積極的に行うこと。	パンフレットなどによる広報活動に加え、市町や県の他事業等と連携した事業展開などにより、みえチャレンジプラザの周知に努めるとともに、みえチャレンジネットワークや男女共同参画推進サポーター等の協力を得て、セミナー等を開催することにより、女性のチャレンジ支援に関する周知啓発をはかっている。（生活・文化部）
80 計画の推進	<p>県（知事部局等、教育委員会、警察）の次世代育成支援の取組について、行動計画において明確な目標値を設定し、職員との対話などにより的確にニーズを把握しながら、積極的に取り組んでいくこと。特に、男性が子育てに主体的にかかわろうとする意識の醸成をはかるとともに、仕事と家庭の両立を実現するために、在宅勤務制度等の多様な勤務形態の導入検討を含め、さらなる充実をはかること。</p> <p>また、男性職員が育児休業や早出遅出勤務等を取得することに対する職場の理解は、職員が安心して制度を利用するための重要な要素であることから、職場の理解の促進に努めるとともに、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努めること。</p> <p>今後とも、市町、企業などに対し、県の取組がモデルケースとなるよう率先して取り組むこと。</p>	<p>平成22年4月に策定した特定事業主行動計画「次世代育成支援のための行動計画」（後期計画）に基づき、「仕事も子育てもみんなて応援する県庁づくり」を目指し、取組を引き続き進めていく。労使協働の取組による意見交換などを実施しながら、引き続き職員ニーズの把握に努めるとともに、制度活用や子育てを積極的に応援する職場の意識の醸成に重点を置いて取組を進める。</p> <p>また、階層別研修等の中で、次世代育成支援の意義を周知するとともに、男性も女性も子育てしやすい働き方を実現するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）による仕事と家庭の両立支援を図り、職員が安心して制度を利用できるよう、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努める。（総務部）</p> <p>教育委員会では、第二期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（平成22年4月から平成27年3月）に基づき、男性職員の育児参加や次世代育成をみんなで支援する職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>職場における意識の醸成をはかるため、事務局職員及び県立学校教職員を対象にした研修会の開催や、教育委員会事務局「職場体験デー」を実施した。また、子育て中の男性職員を対象とした「父子健康手帳」の配布、事務局職員や県立学校教職員の子育て体験談を毎月1回以上、メールマガジンにより配信し、情報提供している。</p> <p>今後も引き続き、支援制度の簡易リーフレットの配布、次世代育成に関する研修会の開催、職場体験デーの実施など、制度の周知と意識の醸成をはかるための取組を進めていく。（教育委員会）</p> <p>「第二期次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの出生時における女性職員の育児休暇取得率100%を維持し、あわせて男性職員の育児参加や仕事と子育ての両立を図るため職員の意識改革に努めている。</p> <p>平成22年中の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数は5日間であり、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるなど、目標達成に向けた取組を推進しているほか、警察本部では、毎週水曜日を定時退庁日とするなど、超過勤務縮減の意識付けに努めている。（警察本部）</p>